平成２３年（フ）第６１７号
神奈川県厚木市旭町２丁目11番10―304号
債務者　鷲頭　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０７号
神奈川県厚木市下荻野1117番地４
債務者　片野　悦子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７２３号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮下510番地　髙杉政行方アパート１Ｆ
債務者　和田冨美江
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３０号
神奈川県小田原市清水新田264番地の１　西山住宅２
債務者　福田　　洋
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５１３号
新潟市東区秋葉通２丁目108番地37
債務者　三浦　　求
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７５号
新潟市中央区新和３丁目５番32号　フジパレス新潟壱番館101号、前住所新潟市中央区上所１丁目４番21号　コーポゆたか203号
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７８号
新潟市江南区砂岡１丁目７番30号　アーバンキャッスルＡ103号、前住所新潟市江南区諏訪１丁目４番14号　さつき荘206号
債務者　高山　由香（旧姓石樽）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９６号
愛知県一宮市桜１丁目４番20―402号　プチ桜
債務者　山本　剛秀
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１６号
愛知県岩倉市大山寺元町１番地21　センチュリー元町303号
債務者　中根　　真
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１８号
愛知県稲沢市祖父江町上牧宮前366番地４
債務者　照井　良二
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３４９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地58棟303号
債務者　辻　　博
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
大阪府泉大津市森町２―８―４レジデンス曽根511号室、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野3212番地の13
債務者　山本　昌俊
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
大阪府岸和田市北阪町338番地
債務者　谷　　大樹
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０９号
大阪府泉佐野市南中安松1692―５、住民票上の住所和歌山県岩出市西国分401番地の７
債務者　紺谷　信子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２５号
大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の260、前住所大阪府泉南市樽井７丁目30番18号
債務者　中村賀津子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３８号
大阪府泉大津市要池住宅４番205号
債務者　下田智鶴子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３９号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺378番地２、前住所大阪府阪南市桑畑213番地の１
債務者　佐名川裕二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係